

東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業実施要綱

平成23年5月2日付け23農振第 315号
最終改正 平成26年4月1日付け25農振第2262号

各 地 方 農 政 局 長
国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長
独 立 行 政 法 人 水 資 源 機 構 理 事 長
独 立 行 政 法 人 森 林 総 合 研 究 所 理 事 長
北 海 道 知 事

} 宛て

農林水産事務次官

第1 趣旨

東日本大震災により、東北地方から関東地方にかけての太平洋沿岸部等の広範囲の地域において、農地・農業用施設の生産基盤にとどまらず、家屋等の生活基盤にも甚大な被害が生じており、我が国の農業や食料の安定供給の確保に深刻な影響を及ぼすおそれがある。

このため、被災農家が安定した営農を再開できるよう、農用地等の機能が回復し、営農が再開されるまでの間の経済的負担を可能な限り軽減する必要がある。

このことから、被災農家の経済的負担の軽減を図るため、東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成事業（以下「本事業」という。）を創設し、東日本大震災により一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る負担金の償還利息に相当する額を営農が再開されるまでの間助成するものとする。

第2 事業実施主体

本事業の実施主体は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体（以下「公募団体」という。）とする。

第3 事業の内容

本事業は、東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成計画（以下「東日本大震災償還助成計画」という。）に従って、土地改良区（（土地改良区が設立されていない場合にあつては市町村。以下同じ。）（農村振興局長が別に定める要件に該当する事業地区（農村振興局長が別に定める土地改良事業等の事業地区をいう。）に係るものに限る。））に対して、国からの助成により公募団体が一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等（農村振興局長が別に定める土地改良事業等により造成された施設をいう。）の受益地に係る負担金（農村振興局長が別に定める受益者負担金をいう。）の償還利息に相当する額（以下「東日本大震災償還助成金」という。）を助成する事業とす

る。

第4 公募団体の業務等

- 1 公募団体は、次の業務を行うものとする。
 - (1) 東日本大震災償還助成計画の審査及び認定に係る業務
 - (2) 東日本大震災償還助成金の交付に係る業務
 - (3) その他本事業の実施に必要な業務
- 2 公募団体は、本事業に係る事務の円滑化を図るため、本事業の実施に伴う事務の一部を、他の団体に委託できるものとする。なお、他の団体に委託した場合は、速やかに農村振興局長にその旨通知するものとする。

第5 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成23年度から平成28年度までの6年間とする。

第6 助成の対象

- 1 東日本大震災によって一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等の受益地のうち、営農が見込めないものであって、東日本大震災償還助成計画において定められた農用地又は受益地の範囲を本事業の助成の対象地区とする。
- 2 東日本大震災償還助成金は、東日本大震災償還助成計画を作成し、当該計画について公募団体による認定を受けた土地改良区に対して交付するものとする。

第7 東日本大震災償還助成計画の作成

土地改良区は、本事業の適用を受けようとする場合には、農村振興局長が別に定めるところにより、東日本大震災償還助成計画を作成し、公募団体に対し当該計画について、認定の申請を行うものとする。

第8 東日本大震災償還助成計画の審査及び認定

- 1 公募団体は、第7の申請があったときは、県等関係機関の役職員を構成員とする審査委員会を開催し、この審査委員会において東日本大震災償還助成計画の審査を行うものとする。
- 2 1の審査委員会については、農家負担金軽減支援対策事業（農家負担金軽減支援対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2304号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）に係る審査委員会が設置されている場合には、これを活用することができるものとする。
- 3 公募団体は、審査委員会において、東日本大震災償還助成計画を適当と認めたときは、当該計画の認定を行い、申請のあった土地改良区に対して認定の通知を行うものとする。
- 4 公募団体は、3（6により準じて取り扱う場合を含む。）の通知を行うに当たっては、あらかじめ県知事の意見を聴いて、地方農政局長と協議し、その承認を得るものとする。

- 5 土地改良区は、東日本大震災償還助成計画の内容に変更があった場合には、公募団体に当該計画の変更の承認を申請するものとする。
- 6 公募団体は、5の変更承認申請があった場合には、当該申請を1から4までの手続に準じて取り扱うものとする。

第9 東日本大震災償還助成金の交付

1 東日本大震災償還助成金交付規程

公募団体は、農村振興局長の承認を受けて東日本大震災被災地域土地改良負担金償還助成金交付規程（以下「東日本大震災償還助成金交付規程」という。）を定めるものとする。

2 東日本大震災償還助成金の交付

東日本大震災償還助成金の交付額は、第8の4（第8の6により準ずる場合を含む。）の地方農政局長の承認を受けた東日本大震災償還助成計画に定められた助成予定額を限度とする。

3 東日本大震災償還助成金の交付手続

- (1) 土地改良区は、第8の3による認定通知があったときは、当該計画に従って、毎年度、公募団体に対して東日本大震災償還助成金の交付の申請を行うものとする。
- (2) 公募団体は（1）の交付の申請があった場合には、東日本大震災償還助成金交付規程に基づき、土地改良区に対して、当該年度の予算の範囲内で、東日本大震災償還助成金を交付するものとする。

4 東日本大震災償還助成金の使途

土地改良区は、交付された東日本大震災償還助成金の全額を対象地区の負担金の償還に充てるものとする。

5 東日本大震災償還助成金の返還等

- (1) 公募団体が、土地改良区に対する東日本大震災償還助成金を交付した後、その交付した額の全部又は一部が適当でないと認められた場合、公募団体は土地改良区から適当でないと認められた額を返還させるものとする。
- (2) 公募団体は、（1）による返還金については、国に納付するものとする。

第10 実績報告

公募団体は、本事業の実施結果について、事業実施年度の翌年度の4月末日までに農村振興局長に報告するものとする。

第11 本事業の推進

公募団体は、本事業の適正かつ円滑な推進を図るため、土地改良区に対する指導につとめるものとする。

第12 助成

国は、予算の範囲内において、公募団体に対し、本事業の実施に必要な経費について、農村振興局長が別に定めるところにより助成するものとする。

第13 委任

本事業の実施は、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

附 則（平成23年5月2日付け23農振第315号）

この通知は、平成23年5月2日から施行する。

附 則（平成26年4月1日付け25農振第2262号）

この通知は、平成26年4月1日から施行する。